

各種計画評価シート

No. 5

主管課：係名	企画財政課：危機管理係
計画名称	昭和町地域防災計画
策定の趣旨 (目的)	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、昭和町防災会議が策定する計画であり、本防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することが目的。
計画期間 〔策定年月日〕	令和3年3月改訂〔平成25年4月策定〕
総合計画、法令 等の位置づけ	・ 策定の根拠となるもの 災害対策基本法
計画の概要	・ 主な内容（特徴、予算、その他） 町、県及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、これら関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すもの。
	・ 計画策定体制（計画を策定した組織・機関とプロセス） 昭和町防災会議
	・ 策定時の町民意見聴取手法 パブリックコメント
	・ 計画推進体制（計画を推進する組織・機関とそのプロセス） 昭和町防災会議
	・ 目標設定の有無（数値目標の有無） なし
	・ 評価方法 災害対策基本法、防災基本計画、山梨県地域防災計画の変更や最新の知見を踏まえて計画の見直し、訓練等を行う。

主な施策と 進捗状況	進捗状況（令和５年度末現在） 計画に沿った防災訓練、啓発活動の実施。
未執行の施策 と執行できない理由 〔課題Ａ〕	
今後の計画 の進め方 〔課題Ａの 解決策〕	災害対策基本法、防災基本計画、山梨県地域防災計画の変更や最新の情勢を踏まえて見直しを行っていく。 令和５年度に県が「地震被害想定」の見直しを行ったので、令和６年度中に町地域防災計画の改定を行う。また、能登半島地震の対応を反映していく予定。
総合的な 自己評価	計画全体の総合評価　〈　Ａ　評価〉
	ランク分け　Ａ＝達成できた　Ｂ＝概ね達成できた　Ｃ＝一部達成できた　Ｄ＝ほとんど達成できていない
	※上記評価となった理由 計画にある町の防災訓練に加え、県の地震防災訓練を行い、町民や各関係団体との連携を図ることができ、災害時の再確認ができた。啓発では、広報誌に防災関連記事を掲載した。厚生連やパナソニックと防災協定を結んだ。洪水ハザードマップを作成し、全戸配布した。

※参考資料がある場合は添付すること。